

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会に信頼される企業であり続けるために、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、企業価値の向上を図るよう努めております。また、企業理念の実現のため、コーポレートガバナンスの充実、経営の重要課題と考えており、的確かつ迅速な意思決定・業務遂行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンス体制を構築することを基本方針としております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

[補充原則1-2-4 株主総会における電子投票制度・議決権電子行使プラットフォームの採用、招集通知の英訳]

当社は、現状において海外投資家の比率が低いこともあり、現時点では議決権の電子行使の体制整備や招集通知の英訳は行っておりません。今後、議決権の電子行使や招集通知の英訳を検討してまいります。

[補充原則3-1-2 株主における海外投資家の比率を踏まえた英語での情報の開示・提供]

当社の株主構成に占める外国人株主の比率は1%程度であり、現状、英語での情報開示・提供は実施しておりません。今後、英語での情報開示・提供を検討してまいります。

[補充原則3-2-1 外部会計監査人の選定・評価基準]

外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っています。また、代表取締役社長が年2回面談し、意見交換を行い、監査に関して適切な議論を交わすことにより、評価を行っており、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準を策定することと考えておりません。

[補充原則4-10-1 独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の関与・助言]

当社は、任意の指名委員会、報酬委員会などの独立した諮問委員会は設置しておりませんが、取締役会においての意見表明等により、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

現在、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、取締役会は、当社業務に精通した業務執行取締役と豊富な知見を有する社外取締役を組み合わせ、当社の事業内容、規模等においては知識、経験、能力等、全体として十分バランスがとれていると考えております。また、社外監査役2名は税理士であり、財務・会計に関する十分な知見を有しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

[原則1-4 政策保有株式]

当社の持続的発展には取引先との協力関係が不可欠であり、株式を保有することにより取引先との関係維持・強化を図り、当社の事業領域拡大、企業価値向上および中長期的な発展に資すると認められる場合に、上場株式を政策的に保有することができる方針としております。ただし、毎年見直しを行い、銘柄ごとに保有目的が適切かなど、保有の適否の検証を行い、適宜株価や市場動向を見て、売却を含め機動的に対応いたします。

議決権の行使については、議決権行使基準を設定し、業績不振の長期化、法令違反等の不祥事の発生、株主の利益に反する行為があると判断される場合などを除き、取引先との関係強化に活かす方針で議決権を行使することとしております。

[原則1-7 関連当事者との取引]

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしており、その取引実績については、関連法令に基づき、有価証券報告書等で開示しています。

また、利益相反取引に当たらないものにつきましては、取引の目的、選定プロセス、取引価格等の検証を行ったうえで取引を行い、定期的に監査役が監査を行うこととしており、当社の不利益とならない体制を整えています。関連当事者との取引の有無、ならびに取引の内容につきましては、取締役会に報告し、レビューを行っています。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社では、企業年金の運用は行っておりません。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1)会社の経営理念や経営戦略等

経営理念や経営戦略、経営計画については、当社ホームページ、決算短信等にて開示しています。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、社会に信頼される企業であり続けるために、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、企業価値の向上を図るよう努めております。また、企業理念の実現のため、コーポレートガバナンスの充実、経営の重要課題と考えており、的確かつ迅速な意思決定・業務遂行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンス体制を構築することを基本方針としております。

(3)取締役会が経営陣の報酬を決定するに当たっての方針・手続

当社は、経営陣の報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、会社の業績や経営内容、経済情勢や、各取締役の貢献度等を総合的に考慮したうえで、個別の報酬額を決定しております。

(4)取締役会が経営陣の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続

当社では、株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、経営陣の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選任する方針としております。この方針に基づき、代表取締役が取締役候補者の原案を作成して取締役会に提案し、取締役会において取締役候補者を決定しております。取締役の解任については、公序良俗に反する行為を行った場合や、職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合などに、取締役会において解任提案を決定することとしております。

(5)取締役会が経営陣選任と取締役・監査役候補者指名を行う際の選任・指名についての説明

新任取締役候補者の選任理由を、株主総会招集通知にて開示しています。

[補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務]

当社は執行と監督を分離する方針のもと、取締役会に付議すべき事項は、取締役会が定める「取締役会規程」に規定しており、それらは法定事項、定款所定事項等、経営の基本方針に関する事項や経営上の重要な事項からなっております。また、「組織及び職務権限規程」において、設備投資や契約などの業務項目ごとに、主に一定金額未満の規模の案件については、社長又は各本部長に決定を委ねています。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名が在籍しており、社外役員全員を独立役員として登録しております。また、現段階において、社外役員が全役員の三分の一を占めており、経営の監視監督は十分に機能しているものと考えておりますので、社外取締役を増員する必要はないと考えております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社では、独立社外取締役候補者の選定にあたって、会社法や東京証券取引所が定める基準を満たすことを前提に、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督を行うことができることを要件としております。

[補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方]

当社では、現在8名の取締役が就任しており、当社の売上規模等を考慮して、迅速な意思決定を行っていくうえで適切な規模であると考えております。またその構成も、知識、経験、能力、年齢など、バランスのとれた構成としております。引き続き取締役の選任にあたっては、現状の陣容、構成のバランス等を踏襲していく考えであります。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況]

当社は、社外役員を除く取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼務する場合には、取締役会の承認を要することとしております。加えて定期的に関連当事者取引の有無、兼任状況の調査を実施しており、全取締役及び全監査役の兼任状況について管理する体制を構築しております。なお、役員の兼任状況は招集通知等において開示しております。

[補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

当社では、全役員を対象に取締役会全体の実効性についてのアンケート調査を行い、その集約結果の分析を行っております。分析の結果、取締役会全体の実効性は概ね確保できていると評価しております。ただし、アンケート調査の結果、取締役会の改善に向けた具体的な意見が数点出ておりますので、今後、それぞれの意見に対して対策を検討し実施することで、取締役会全体の実効性を更に向上させるよう、努めてまいります。

[補充原則4-12-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

取締役・監査役の就任時は、その役割や責務を適切に果たすために必要な知識・情報を取得、更新するための機会を提供しています。特に社外役員に対しては、就任時に加え必要都度、当社の企業理念、事業内容、財務状況、組織等を理解する機会を提供しています。また、就任後も、会社の事業・財務・組織等に関する知識として、法律、会計など、経営上有益となりうるテーマについて、社外の研修会等への派遣も含めて、トレーニングを継続してまいります。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、業務本部業務部経営企画課をIR担当部署としております。現時点において、株主や投資家に対する定期的な対話の場は設けておりませんが、株主や投資家からの対話要請に対しては前向きに対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
出原 正博	507,887	15.72
出原ホールディングス株式会社	490,800	15.19
株式会社広島銀行	142,436	4.40
株式会社三菱UFJ銀行	142,400	4.40
住友生命保険相互会社	103,600	3.20
有限会社ユーエルディー	96,402	2.98
株式会社オカムラ	79,800	2.47
野口市子	60,390	1.86
出原正信	52,000	1.60
自重堂社員持株会	46,346	1.43

支配株主（親会社を除く）の有無

———

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	6 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺林治	他の会社の出身者								○			
鈴木一穂	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺林治	○	社外取締役渡辺林治氏が代表取締役を務めるリンジーアドバイス株式会社と当社との間で、世界経済及び金融情勢に関する情報収集を目的としたアドバイザリー契約を締結しております。年間の取引額は極めて僅少であり、特別の利害関係はありません。当社といたしましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。	現役の経営者であり、機関投資家としてのグローバルな視点を有しており、また、国内の流通市場に関する専門的な見識を有した人材であります。その豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、その属性から鑑みて一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

鈴木一穂	○	----	現役の経営者であり、豊富な海外ビジネス経験によるグローバルな視点を有しており、また、国際金融に関して幅広い人脈と経験、見識を有した人材であります。その豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として指定しております。
------	---	------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査部門と会計監査人は少なくとも四半期毎、監査役と内部監査室は日ごろから情報交換を行い、連携して監査に当たっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋正倫	税理士													
住吉 真	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

高橋正倫	○	---	税理士として、専門的な知識を有しているため。また、当社と高橋監査役が代表を務める税理士事務所とは取引関係が一切なく、取引所が規定する項目に該当するものはないことから、独立性、公正性が高く一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
住吉 真	○	---	税理士として、専門的な知識を有しているため。また、当社と住吉監査役が代表を務める税理士事務所とは取引関係が一切なく、取引所が規定する項目に該当するものはないことから、独立性、公正性が高く一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、会社の業績や経営内容、経済情勢や各取締役の貢献度等を総合的に考慮したうえで決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

取締役に支払った報酬339,147千円。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役・社外監査役に対しては、取締役会開催に際し、事前に資料を送付しております。社外取締役との連絡、補佐については、社長直属の組織である、経営戦略室が担当しております。また、監査役との協議により、取締役から独立した監査事務局を設置する旨、社内規程に定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等については、すべて取締役会において決定されます。監査役の監査につきましては、独立性、公正性の高い社外監査役を選任し、常勤監査役を中心として、毎月開催される取締役会など重要な会議への出席、重要書類の閲覧、本社、支店、工場

各部門へのヒアリングを行っております。会計監査は、監査法人トーマツと監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士は2名で、会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士8名、公認会計士試験全科目合格者5名、その他1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は独立性、公正性の高い社外取締役2名及び社外監査役を2名選任しております。社外役員4名はともに一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断しており、全員を独立役員として指定しております。社外取締役は、各部門からの業務報告、内部監査室からの内部監査の報告及び監査報告等を受け、独立した視点で経営の監視、監督を行います。社外監査役2名を含む監査役は毎月開催される取締役会に出席し、独立した立場で取締役の重要な業務執行に対する有効性及び効率性の検証を行っております。客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、社外取締役及び監査役による実効性のある経営監視が期待できることから、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より1日前倒して発送しており、引き続き発送の早期化に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	6月決算。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	東京証券取引所のTDネットでの開示後、速やかに当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	業務本部、特に業務部経営企画課にて対応しております。	
その他	アナリスト、機関投資家、株主等からインタビューの要請があった場合、代表取締役又はIR担当取締役が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証取得。グローバルコンパクトへの参画。CSR報告書の作成・公開。環境省の広域認定制度の認定を活用した使用済製品の回収再資源化。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の有効性及び効率性の確立、財務報告の信頼性の確保及び事業活動における法令の遵守の観点から、内部統制システムの整備・充実が重要な経営課題のひとつであると考えています。現状においては、

- (1) 社内規程による、取締役の意思決定ルールの明確化。
- (2) コンプライアンス委員会による法令遵守体制の整備。
- (3) 監査役及び内部監査室による業務執行状況の監査実施。
- (4) 監査役及び内部監査室の独立性の確保。
- (5) 報告・連絡体制の整備。
- (6) 業務フローマニュアルの整備、強化による内部統制システムの構築。

などの体制の整備を進めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

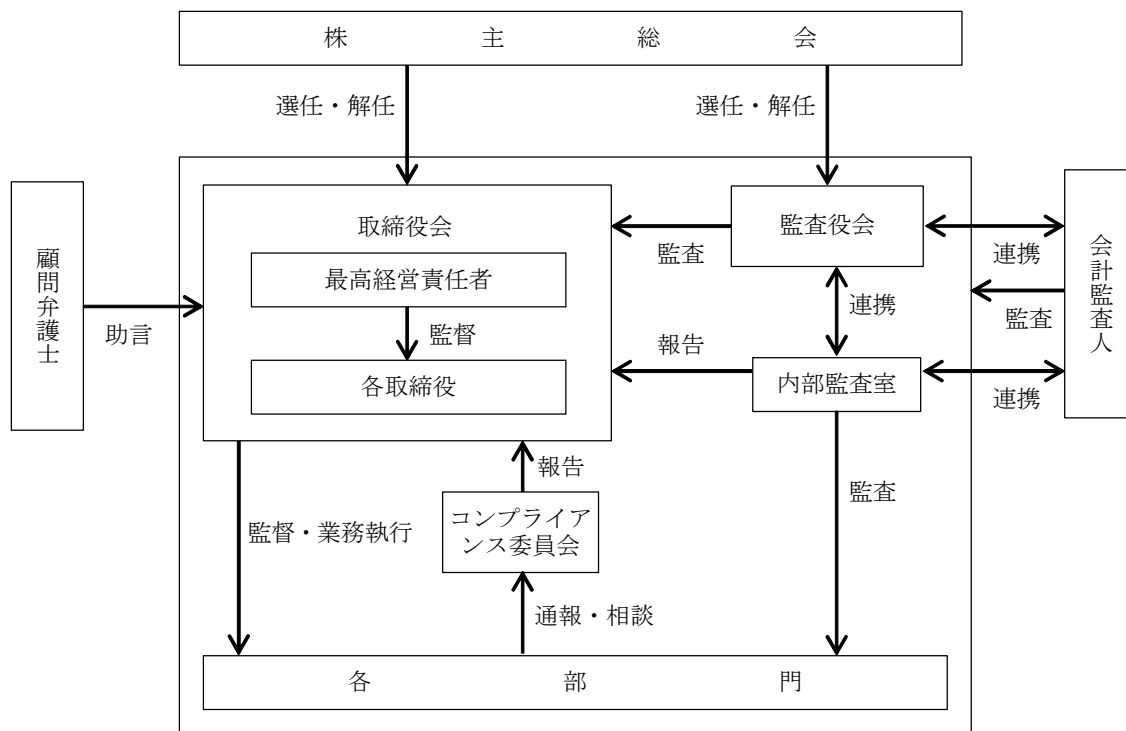
自重堂グループは、企業理念の実現により、持続可能な社会の創造を志向していくため、役職員の行動の規範となる「自重堂コンプライアンス・ガイドライン」を定めています。その中で、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的な活動や勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない」としております。定期的に勉強会を開催するとともに、3か月に一回「コンプライアンス強化月間」を設け、全役職員が「自重堂コンプライアンス・ガイドライン」を遵守するよう、周知徹底に努めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



情報開示の業務フロー

